## 地区計画(素案)に対する意見募集【説明資料】

## (1)宮の沢中央地区におけるまちづくりの取組

札幌市では、平成28年度より、宮の沢中央地区にお住いの方々と目指すまちの姿や 住みよいまちにするための活動・ルールなどについて意見交換を重ね、平成30年7月 に「**宮の沢中央地区景観まちづくり指針**」を策定しました。

平成30年度からは、景観まちづくり指針をもとにした、「地区計画」について、 検討を進めています。

## ②地区計画とは...

地区計画の構成 ~ 地区計画を支える2本の柱

**地区計画の方針** まちをどのようにしていくか、地区の目標や将来像を定めます。

地区整備計画

「地区計画の方針」のもと、主に建築物の建て方などに関する詳細 なルールを定めます。

例) 建築物の用途、敷地の大きさ、壁面の位置、建築物の高さなど

## ③宮の沢中央地区景観まちづくり指針

## ■景観まちづくりの目標

人と人のつながりを大切にしたみどりあふれ快適な暮らしのあるまち ~誰もが住み続けたい宮の沢中央地区~

## ■対象区域

## 景観まちづくり推進区域

:指針を適用する区域

#### 景観誘導区域

①二十四軒・手稲通 (ラベン ダー通り) に面する区域: 多くの人が景観上重要な通 りであると感じ、みどりの 連続性の創出を図る区域

②戸建て住宅などが多い区域: 住環境の維持・向上を図る 区域



## ■地域の魅力を維持、向上させるためのルール(景観形成の基準)

みどり

地区のみんなが、それぞ れできる範囲で緑化やみ どりの維持管理に努めま しょう。

夜間景観

夜間における歩行者など の安全性を向上させるた め、適官、屋外照明を設 け、点灯するよう努めま しょう。

広告物

ラベンダー通り沿いの広 告物等は、周囲の景観と 違和感が生じないように するため、多色や華美な 色合いにならないように しましょう。

#### 建築物 · 工作物

周囲の建築物と高さを揃えるなど、街並 みとの連続性や山並みへの眺望に配慮し た建て方に努めましょう。

高さが15m(5階建て程度)を超える建築 物を建てる場合は、圧迫感を軽減するた め、道路境界からの壁面位置の後退や緑 化を行いましょう。

※具体的なルールの内容については、一例を示しています。

## ■みんなで取り組む景観まちづくり活動

地区の魅力を向上させ、まちの価値を高めていくため、平成30年度は、下記の景 観まちづくり活動を行いました。









ラベンダー通りの花植えや維持管理活動

ラベンダーを使ったクラフト講習会

※景観まちづくり指針の詳細は札幌市のホームページでご覧になることができます。 URL: http://www.citv.sapporo.jp/keikaku/chiiki/machidukuri/mivanosawachuo.html

景観誘導区域② 【戸建て住宅などが多い区域】



地区計画(素案)についての解説は、中面をご覧ください。

## 宮の沢中央地区における 地区計画(素案)に対する意見募集【説明資料】

## ◆宮の沢中央地区地区計画(素案)の解説

都市計

#### 地区計画について

景観まちづくり指針をもとに、建築物の建て方に関するルールをより発展させ た地区計画(素案)をとりまとめました。

### 地区計画の範囲について

地区計画の範囲は、景観まちづくり指針の対象区域と同様に、宮の沢中央地区 全体としています。

また、地区整備計画の範囲を、戸建て住宅を主体とした住環境の維持・向上を 図る区域である景観誘導区域②としています。

都市計画道路 追分通

地区計画の範囲 (地区計画の方針が 適用となる区域)

宮の沢中央地区全体

# 地区整備計画の範囲



Q.景観誘導区域①(二十四軒・手稲通(ラベンダー通り)に面する区域)を地区整 **備計画の範囲に含めないのは何故ですか?** 

A.二十四軒・手稲诵(ラベンダー通り)は札幌 市の用途地域で近隣商業地域に指定されてお り、比較的高層のマンションや店舗が立地し ています。また、景観まちづくり指針でも緑 化の推進や広告物等に関するルールにより、 通りの魅力を高めていくこととしています。 そのため、厳しいルールは設けずに、景観ま ちづくり指針により、ゆるやかに誘導してい くことが望ましいと考えています。



#### 地区整備計画について

#### ○建築物の高さのルール

景観まちづくり指針で定めている建築物の高さのルールの考え方を踏襲し、景観 誘導区域②内では、街並みとの連続性や山並みへの眺望に配慮し、住環境の維持・ 保全を図るため、高さ15mまでの範囲で建築物を建てられるようにしています。

ただし、大きな敷地で道路境界線から壁面位置の後退を行う場合は、周囲への圧 迫感が少なく、敷地の細分化を抑制する効果も見込まれることから、現行のルール のとおり、高さ33mまで建てられるようにしています。

- Q.戸建て住宅が多い区域なので、 建築物の高さ15mまで建て られるルールだけでよいので はないですか?
- A.現在の景観誘導区域②には、建築 物の高さが15mを超えるものが数 件あるため、敷地面積と道路境界 線からの壁面位置の後退を組合せ たルールとしています。
- Q.道路境界線から壁面位置の後退(セット バック)は3mの方がゆとりがあってよいの ではないですか?また、隣地境界線からの 後退もあってもよいのではないですか?
- A.2mのセットバックは生垣や中木を植栽するための スペースとして想定している距離です。 3m以上となると隣地との距離が近くなってしまう ことが懸念されます。

また、隣地境界線からの後退をルールにしてしまう と、建築計画が著しく制限されてしまうため、今回 の素案では、ルールを設けないこととしています。

## o敷地面積や建蔽率のルール(今回の素案では、ルール化はしていません)

- Q.冬期の雪置き場の確保を考え、敷地の細分化を防ぐため、敷地面積や建蔽率な どのルールをすべての敷地に定めてはどうですか?
- A.敷地の細分化を防ぐため、敷地面積の最低限度を165㎡(約50坪)とした場合、景観誘導区 域②内の1/3の敷地が既存不適格となってしまいます。

また、敷地にゆとりを持たせるため、建蔽率の最高限度を50%とした場合、区域内の1/4の 建築物が既存不適格となってしまいます。

どちらの方法でも現在の対象地区の多くの建築物が既存不適格となってしまうため、ルールに するのは難しいのが現状です。

このことから、今回の素案では、敷地面積の最低限度や建蔽率の最高限度のルールを設けない こととしています。

※建蔽率とは、敷地面積に対する建築面積の割合のことをいいます。

現状、景観誘導区域②(戸建て住宅などが多い区域)内の建蔽率の最高限度は60%です。

※既存不適格とは、新たにルールを定めた場合に、ルールに適合しなくなってしまうことをいいます。

#### 【お問合せ先】

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課 担当:太田、柴田、廣瀬

電話:011-211-2545 FAX:011-218-5113